参考資料1

次期国土交通省技術基本計画の方向性について（案） 参考資料

国土交通省

第3期国土交通省技術基本計画(H24.12)目次

国土交通省技術基本計画について

第1章　技術政策の基本方針

1．考慮すべき諸情勢
①東日本大震災等の災害
②国土交通行政を巡る諸情勢
（人口減少、少子･高齢化、厳しい経済･財政状況、地球温暖化、社会資本老朽化、高度情報化社会の発展等）

2．技術政策の基本方針
（1）技術政策の6つの基本姿勢
（2）技術政策の2つの方向性

第2章　技術研究開発の推進及び新技術と既存技術の効果的な活用

1．技術研究開発の方向性
①安全･安心の確保
②持続可能で活力ある国土･地域の形成と経済活性化
③技術研究開発を支える共通基盤の創造

2．重点プロジェクトの推進
①災害に強いレジリエントな国土づくり
②社会資本の維持管理･更新
③安全･安心かつ効率的な交通の実現
④海洋フロンティア
⑤グリーンイノベーション
⑥国土･地球観測基盤情報
⑦建設生産システム改善

3．技術研究開発の推進施策
①技術政策における産学官の役割
②産学等による技術研究開発の促進･支援
③技術基準の策定及び国際基準や国際標準の整備
④技術研究開発の評価

4．新技術と既存技術の効果的な活用
①新技術活用システムの再構築
②技術基準の適用による効果の高い技術の活用促進
③他分野及び民間等の技術の活用
④知の体系化（ナレッジマネジメント）の推進

第3章　国土交通分野における技術の国際展開
①我が国の技術の強みを活かした国際展開
②基準･標準化による国際展開の推進
③国際展開における人材面からの取組
④国際貢献の積極的な推進

第4章　技術政策を支える人材の育成
①行政部局における人材育成
②研究機関等における人材育成

第5章　技術に対する社会の信頼の確保
①災害、事故等に対する迅速かつ的確な対応
②事業･施策に対する理解の向上と社会の信頼の確保
③社会の期待に応える技術研究開発の推進
④国民からの信頼を得るための実施上の留意点

第6章　技術基本計画のフォローアップ

あとがき

第５期科学技術基本計画（概要）

■「科学技術基本計画」は、科学技術基本法に基づき政府が策定する、10年先を見通した５年間の科学技術の振興に関する総合的な計画
■ 第５期基本計画（平成28年度～32年度）は、総合科学技術・イノベーション会議（ＣＳＴＩ）として初めての計画であり、「科学技術イノベーション政策」を強力に推進
■ 本基本計画を、政府、学界、産業界、国民といった幅広い関係者が共に実行する計画として位置付け、我が国を「世界で最もイノベーションに適した国」へと導く

第1章　基本的考え方

(1) 現状認識

■ ＩＣＴの進化等により、社会・経済の構造が日々大きく変化する「大変革時代」が到来
・既存の枠組みにとらわれない市場・ビジネス等の登場　・「もの」から「コト」へ、価値観の多様化
・知識・価値の創造プロセス変化（オープンイノベーションの重視、オープンサイエンスの潮流）等

■ 国内外の課題が増大、複雑化（エネルギー制約、少子高齢化、地域の疲弊、自然災害、安全保障環境の変化、地球規模課題の深刻化など）
⇒ こうした中、科学技術イノベーションの推進が必要（科学技術の多義性を踏まえ成果を適切に活用）

(2) 科学技術基本計画の20年間の実績と課題

■ 研究者数や論文数が増加するなど、我が国の研究開発環境は着実に整備され、国際競争力を強化。ＬＥＤ、ｉＰＳ細胞など国民生活や経済に変化をもたらす科学技術が登場。今世紀、ノーベル賞受賞者（自然科学系）が世界第２位であることは、我が国の科学技術が大きな存在感を有する証し。

■ しかし近年、論文の質・量双方の国際的地位低下、国際研究ネットワーク構築の遅れ、若手が能力を発揮できていない等、「基盤的な力」が弱体化。産学連携も本格段階に至っていない。大学等の経営・人事システム改革の遅れや組織間などの「壁」の存在などが要因に

総論文数に占める被引用回数トップ10%論文数割合の推移（国際比較）

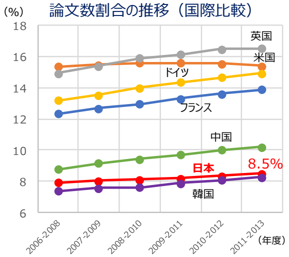

科学技術・学術政策研究所
「科学研究のベンチマーキング2015」より作成

■ 政府研究開発投資の伸びは停滞。世界における我が国の立ち位置は劣後傾向

(3) 目指すべき国の姿

■ 基本計画によりどのような国を実現するのかを提示

① 持続的な成長と地域社会の自律的発展
② 国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現
③ 地球規模課題への対応と世界の発展への貢献
④ 知の資産の持続的創出

(4) 基本方針

■ 先を見通し戦略的に手を打っていく力（先見性と戦略性）と、どのような変化にも的確に対応していく力（多様性と柔軟性）を重視

■ あらゆる主体が国際的に開かれたイノベーションシステムの中で競争、協調し、各主体の持つ力を最大限発揮できる仕組みを、人文社会科学、自然科学のあらゆる分野の参画の下で構築

① 第５期科学技術基本計画の４本柱

ｉ）未来の産業創造と社会変革　ⅱ）経済・社会的な課題への対応
ⅲ）基盤的な力の強化　ⅳ）人材、知、資金の好循環システムの構築
※ ｉ～ⅳの推進に際し、科学技術外交とも一体となり、戦略的に国際展開を図る視点が不可欠

② 科学技術基本計画の推進に当たっての重要事項

ｉ）科学技術イノベーションと社会との関係深化　ⅱ）科学技術イノベーションの推進機能の強化
■ 基本計画を５年間の指針としつつ、毎年度「総合戦略」を策定し、柔軟に政策運営
■ 計画の進捗及び成果の状況を把握していくため、主要指標及び目標値を設定（目標値は、国全体としての達成状況把握のために設定しており、現場でその達成が自己目的化されないよう留意が必要）

第2章　未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組

自ら大きな変化を起こし、大変革時代を先導していくため、非連続なイノベーションを生み出す研究開発と、新しい価値やサービスが次々と創出される「超スマート社会」を世界に先駆けて実現するための仕組み作りを強化する。

(1) 未来に果敢に挑戦する研究開発と人材の強化

■ 失敗を恐れず高いハードルに果敢に挑戦し、他の追随を許さないイノベーションを生み出していく営みが重要。アイデアの斬新さと経済・社会的インパクトを重視した研究開発への挑戦を促すとともに、より創造的なアイデアと、それを実装する行動力を持つ人材にアイデアの試行機会を提供（各府省の研究開発プロジェクトにおける、チャレンジングな研究開発の推進に適した手法の普及拡大、ＩｍＰＡＣＴの更なる発展・展開など）

(2) 世界に先駆けた「超スマート社会」の実現（Society 5.0）

■ 世界では、ものづくり分野を中心に、ネットワークやＩｏＴを活用していく取組が打ち出されている。我が国ではその活用を、ものづくりだけでなく様々な分野に広げ、経済成長や健康長寿社会の形成、さらには社会変革につなげていく。また、科学技術の成果のあらゆる分野や領域への浸透を促し、ビジネス力の強化、サービスの質の向上につなげる

■ サイバー空間とフィジカル空間（現実社会）が高度に融合した「超スマート社会」を未来の姿として共有し、その実現に向けた一連の取組を「Society 5.0」※とし、更に深化させつつ強力に推進
※狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という意味を持つ

■ サービスや事業の「システム化」、システムの高度化、複数のシステム間の連携協調が必要であり、産学官・関係府省連携の下、共通的なプラットフォーム（超スマート社会サービスプラットフォーム）構築に必要となる取組を推進

超スマート社会とは、
「**必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会**」であり、人々に豊かさをもたらすことが期待される

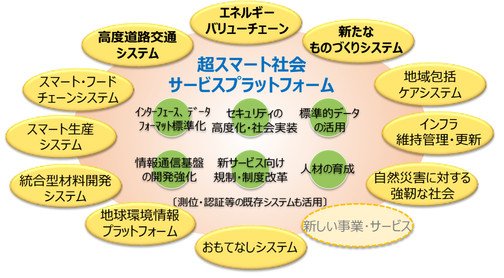

(3) 「超スマート社会」における競争力向上と基盤技術の戦略的強化

■ 競争力の維持・強化に向け、知的財産・国際標準化戦略、基盤技術、人材等を強化
■ システムのパッケージ輸出促進を通じ、新ビジネスを創出し、課題先進国であることを強みに変える
■ 基盤技術については、超スマート社会サービスプラットフォームに必要となる技術（サイバーセキュリティ、ＩｏＴシステム構築、ビッグデータ解析、ＡＩ、デバイスなど）と、新たな価値創出のコアとなる強みを有する技術（ロボット、センサ、バイオテクノロジー、素材・ナノテクノロジー、光・量子など）について、中長期視野から高い達成目標を設定し、その強化を図る

第５期科学技術基本計画（概要）

第3章　経済・社会的課題への対応

国内又は地球規模で顕在化している課題に先手を打って対応するため、国が重要な政策課題を設定し、課題解決に向けた科学技術イノベーションの取組を進める。

■ 13の重要政策課題ごとに、研究開発から社会実装までの取組を一体的に推進

<持続的な成長と地域社会の自律的発展>
- ・エネルギーの安定的確保とエネルギー利用の効率化　・資源の安定的な確保と循環的な利用
- ・食料の安定的な確保　・世界最先端の医療技術の実現による健康長寿社会の形成
- ・持続可能な都市及び地域のための社会基盤の実現
- ・効率的・効果的なインフラの長寿命化への対策　・ものづくり・コトづくりの競争力向上

<国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現>
- ・自然災害への対応　・食品安全、生活環境、労働衛生等の確保
- ・サイバーセキュリティの確保　・国家安全保障上の諸課題への対応

<地球規模課題への対応と世界の発展への貢献>
- ・地球規模の気候変動への対応　・生物多様性への対応

■ 様々な課題への対応に関連し、国家戦略上重要なフロンティアである「海洋」「宇宙」の適切な開発、利用及び管理を支える一連の科学技術について、長期的視野に立って継続的に強化

第4章　科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

今後起こり得る様々な変化に対して柔軟かつ的確に対応するため、若手人材の育成・活躍促進と大学の改革・機能強化を中心に、基盤的な力の抜本的強化に向けた取組を進める。

(1) 人材力の強化

大学本務教員の年齢階層構造の推移

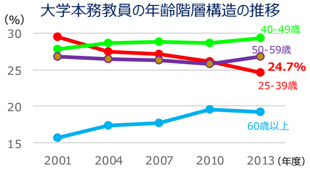

文部科学省「学校教員統計調査」より作成

■ 若手研究者のキャリアパスの明確化とキャリアの段階に応じ能力・意欲を発揮できる環境整備（大学等におけるシニアへの年俸制導入や任期付雇用転換等を通じた若手向け任期なしポストの拡充促進、テニュアトラック制の原則導入促進、大学の若手本務教員の１割増など）

■ 科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・確保とキャリアパス確立、大学と産業界等との協働による大学院教育改革、次代の科学技術イノベーションを担う人材育成

■ 女性リーダーの育成・登用等を通じた女性の活躍促進、女性研究者の新規採用割合の増加（自然科学系全体で30%へ）、次代を担う女性の拡大

■ 海外に出る研究者等への支援強化と外国人の受入れ・定着強化など国際的な研究ネットワーク構築の強化、分野・組織・セクター等の壁を越えた人材の流動化の促進

(2) 知の基盤の強化

■ イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進に向けた改革・強化（社会からの負託に応える科研費改革・強化、戦略的・要請的な基礎研究の改革・強化、学際的・分野融合的な研究充実、国際共同研究の推進、世界トップレベル研究拠点の形成など）

■ 研究開発活動を支える共通基盤技術、施設・設備、情報基盤の戦略的強化、オープンサイエンスの推進体制の構築（公的資金の研究成果の利活用の拡大など）

■ こうした取組を通じた総論文数増加、総論文のうちトップ10%論文数割合の増加（10%へ）

(3) 資金改革の強化

■ 大学等の一層効率的・効果的な運営を可能とする基盤的経費の改革と確実な措置

■ 公募型資金の改革（競争的資金の使い勝手の改善、競争的資金以外の研究資金への間接経費導入等の検討、研究機器の共用化の促進など）

■ 国立大学改革と研究資金改革との一体的推進（運営費交付金の新たな配分・評価など）

第5章　ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ創出に向けた人材、知、資金の好循環ｼｽﾃﾑの構築

国内外の人材、知、資金を活用し、新しい価値の創出とその社会実装を迅速に進めるため、企業、大学、公的研究機関の本格的連携とベンチャー企業の創出強化等を通じて、人材、知、資金があらゆる壁を乗り越え循環し、イノベーションが生み出されるシステム構築を進める。

(1) オープンイノベーションを推進する仕組みの強化

■ 企業・大学・公的研究機関における推進体制強化（産業界の人材・知・資金を投入した本格的連携、大学等の経営システム改革、国立研究開発法人の橋渡し機能強化など）

■ 人材の移動の促進、人材・知・資金が結集する「場」の形成

■ こうした取組を通じセクター間の研究者移動数の２割増、大学等・国立研究開発法人の企業からの共同研究受入額の５割増

セクター間の研究者の移動状況

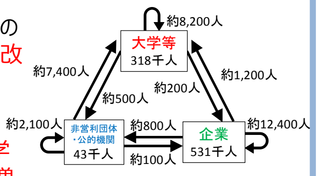

総務省統計局「平成26年科学技術研究調査」より作成

(2) 新規事業に挑戦する中小・ベンチャー企業の創出強化

■ 起業家の育成、起業、事業化、成長段階までの各過程に適した支援（大学発ベンチャー創出促進、新製品・サービスに対する初期需要確保など）、新規上場（ＩＰＯ）やＭ＆Ａの増加

(3) 国際的な知的財産・標準化の戦略的活用

■ 中小企業や大学等に散在する知的財産の活用促進（特許出願に占める中小企業割合15%の実現、大学の特許実施許諾件数の５割増）、国際標準化推進と支援体制強化

(4) イノベーション創出に向けた制度の見直しと整備

■ 新たな製品・サービス等に対応した制度見直し、ＩＣＴ発展に対応した知的財産の制度整備

(5) 「地方創生」に資するイノベーションシステムの構築

■ 地域主導による自律的・持続的なイノベーションシステム駆動（地域企業の活性化促進など）

(6) グローバルなニーズを先取りしたイノベーション創出機会の開拓

■ グローバルニーズの先取りやインクルーシブ・イノベーション※を推進する仕組みの構築

※ 社会的に包摂的で持続可能なイノベーション。新興国及び途上国との科学技術協力において、これまでの援助型の協力からの脱却を図る

第6章　科学技術イノベーションと社会との関係深化

科学技術イノベーションの推進に当たり、社会の多様なステークホルダーとの対話と協働に取り組む。

■ 様々なステークホルダーの「共創」を推進。政策形成への科学的助言、倫理的・法制度的・社会的取組への対応などを実施。また、研究の公正性の確保のための取組を実施

第7章　科学技術イノベーションの推進機能の強化

科学技術イノベーションの主要な実行主体である大学及び国立研究開発法人の改革・機能強化と科学技術イノベーション政策の推進体制の強化を図るとともに、研究開発投資を確保する。

■ 「教育や研究を通じて社会に貢献する」との認識の下での抜本的な大学改革と機能強化、イノベーションシステムの駆動力としての国立研究開発法人改革と機能強化を推進

■ 科学技術イノベーション活動の国際活動と科学技術外交との一体的展開を図るとともに、客観的根拠に基づく政策推進等を通じ、科学技術イノベーション政策の実効性を向上。さらに、ＣＳＴＩの司令塔機能を強化（指標の活用等を通じた恒常的な政策の質の向上、ＳＩＰの推進など）

■ 基本計画実行のため、官民合わせた研究開発投資を対ＧＤＰ比４%以上、政府研究開発投資について経済・財政再生計画との整合性を確保しつつ**対ＧＤＰ比１%へ**。期間中のＧＤＰ名目成長率を平均3.3%という前提で試算した場合、政府研究開発投資の総額の規模は**約26兆円**

第4次社会資本整備重点計画（概要）

1. 社会資本整備が直面する4つの構造的課題

（1）加速するインフラ老朽化　（2）脆弱国土（切迫する巨大地震、激甚化する気象災害）　（3）人口減少に伴う地方の疲弊　（4）激化する国際競争

国土形成計画（平成27年8月14日閣議決定）を踏まえ、その実現に向けて社会資本整備を計画的に実施

2. 持続可能な社会資本整備に向けた基本方針

社会資本のストック効果の最大化を目指した戦略的インフラマネジメントへ

社会資本のストック効果を最大限に発揮するためのマネジメントを徹底

①集約・再編を含めた既存施設の戦略的メンテナンス

- メンテナンスサイクルの構築による老朽化インフラの安全性の確保
- 中長期的にトータルコストを縮減・平準化（集約化等による規模の適正化を含む）
- メンテナンス産業の競争力強化

②既存施設の有効活用　（賢く使う取組）

- 既存施設の機能の最大化（例：羽田空港における飛行経路見直しによる空港処理能力拡大等）
- 既存施設の機能の強化・高度化（例：公営住宅における集約等に伴う福祉施設の設置等）
- 既存施設の多機能化（例：下水処理場の上部空間を活用した発電施設の整備等）

③社会資本の目的・役割に応じた選択と集中の徹底（優先度や時間軸を考慮）

安全安心インフラ
南海トラフ・首都直下地震や局地化・集中化・激甚化している雨の降り方への対応等、ハード・ソフトの取組を総動員し、**人命と財産を守る事業に重点化**

生活インフラ
地域生活サービスの持続的・効率的な提供を確保し、**生活の質の向上を図る事業に重点化**

成長インフラ
国際戦略による競争力強化、民間事業者等との連携強化を通じ、**生産拡大効果を高める事業に重点化**

時間軸の明確化	・中長期的（おおむね10～20年）に目指す姿、計画期間中（H32（2020）年度まで）に進める重点施策と実現すべき数値目標等を策定
経済再生と財政健全化	・2017年度の消費増税前後を含め、2020年、そしてそれ以降への安定成長を支え、経済再生と財政健全化に貢献
PPP/PFIの積極活用	

社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等

○地域の守り手である現場の担い手・技能人材の安定的な確保・育成
○現場の生産性向上による構造改革
○公共工事の品質確保と担い手確保に向けた発注者による取組の推進
○社会資本整備に関わる多様な人材の確保・育成（メンテナンス、PPP/PFI等を担う人材）

安定的・持続的な公共投資の見通しの必要性

○過去の公共投資の急激な増減は、様々な弊害（不適格業者の参入やダンピングの多発、人材の離職等）をもたらしてきた
○メンテナンスを含めた社会資本整備を計画的かつ着実に実施し、担い手を安定的に確保・育成するため、持続的な経済成長を支えられるよう、経済規模に見合う公共投資を安定的・持続的に確保することが必要

第4次社会資本整備重点計画（概要）

第2章：社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要

〇4つの重点目標と13の政策パッケージ、それぞれにKPIを設定
〇政策パッケージごとに、現状と課題、中長期的な目指す姿、計画期間における重点施策、KPIを体系化

重点目標１　社会資本の戦略的な維持管理・更新を行う

1-1 ﾒﾝﾃﾅﾝｽサイクルの構築による安全・安心の確保とﾄｰﾀﾙｺｽﾄの縮減・平準化の両立

ﾒﾝﾃﾅﾝｽの構築と着実な実行により、規模の適正化を図りつつ機能の高度化を実現
〇個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 【各施設分野において100%を目指す】

1-2 ﾒﾝﾃﾅﾝｽ技術の向上とﾒﾝﾃﾅﾝｽ産業の競争力の強化

ﾒﾝﾃﾅﾝｽに係る技術者の確保・育成や新技術の開発・導入の推進
〇現場実証により評価された新技術数 【H26:70件→H30:200件】

重点目標２　災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する

2-1 切迫する巨大地震・津波や大規模噴火に対するリスクの低減

南海トラフ地震・首都直下地震等への重点的な対応
〇公共土木施設等の耐震化率等 【（緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率）H25:75%→H32:81%　など】
〇地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 【H26:4，547ha→H32:おおむね解消】
〇市街地等の幹線道路の無電柱化率 【H26:16%→H32:20%】
〇南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防・海岸堤防等の整備率及び水門・樋門等の耐震化率 【（河川堤防）H26:約37%→H32:約75%、（海岸堤防等）H26:約39%→H32:約69%、（水門・樋門等） H26:約32%→H32:約77% 】
〇最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合 【 H26:0%→H32:100%】

2-2 激甚化する気象災害に対するリスクの低減

頻発・激甚化する水害・土砂災害への対応の強化
〇人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率及び下水道による都市浸水対策達成率 【（河川整備率・国管理）H26:約71%→H32:約76%、（県管理）H26:約55%→H32:約60%、（下水道）H26:約56%→H32:約62% 】
〇最大クラスの洪水・内水、津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合 【H26:- →H32:100%】
〇最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数 【H26:0→H32:約900】
〇要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率 【H26:約37%→H32:約41%】
〇土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表及び区域指定数
【（公表）H26:約42万区域→H31:約65万区域、（指定） H26:約40万区域→H32:約63万区域】

2-3 災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化

TEC-FORCEの充実・強化やタイムライン※の導入促進　※関係者が事前にとるべき防災行動を時系列で整理したもの
〇TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数 【H26:17都道府県→H32:47都道府県】
〇国管理河川におけるタイムラインの策定数 【H26:148市区町村→H32:730市区町村】
〇国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画（港湾BCP）が策定されている港湾の割合 【H26:36%→H28:100%】

2-4 陸・海・空の交通安全の確保

道路、鉄道、海上、航空における交通事故の抑止
〇道路交通における死傷事故の抑止 【（信号機の改良等による死傷事故の抑止件数）H32年度までに約27,000件/年抑止など】
〇ホームドアの整備駅数 【H25:583駅→H32:800駅】

重点目標３　人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会を形成する

3-1 地域生活サービスの維持・向上を図るコンパクトシティの形成等

都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワークの形成等
〇立地適正化計画を作成する市町村数 【H32年:150市町村】
〇公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 【（地方都市圏）H26年:38．6%→H32年:41．6%　など】
〇持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定率 【H26:約2%→H32:100%】
〇道路による都市間速達性の確保率 【H25:49%→H32:約55%】
〇高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合 【H25:19%→H32:25%】

3-2 安心して生活・移動できる空間の確保（ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ・ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾃﾞｻﾞｲﾝの推進）

高齢者、障害者や子育て世代等が安心して生活・移動できる環境の実現
〇公共施設等のバリアフリー化率等 【（特定道路）H25:83%→H32:100%　など】

3-3 美しい景観・良好な環境の形成と健全な水循環の維持又は回復

地域の個性を高める景観形成やグリーンインフラの取組推進
〇景観計画に基づき取組を進める地域の数（市区町村数） 【H26:458団体→H32:約700団体】
〇都市域における水と緑の公的空間確保量 【H24:12．8㎡/人→H32:14．1㎡/人】
〇汚水処理人口普及率 【H25:約89%→H32:約96%】

3-4 地球温暖化対策等の推進

温室効果ｶﾞｽ排出量の削減等「緩和策※1」と、地球温暖化による様々な影響に対処する「適応策※2」の推進
※1 都市緑化、建築物へのLED導入、ﾓｰﾀﾞﾙｼﾌﾄ等　※2 水害・土砂災害対策等
〇都市緑化等による温室効果ガス吸収量 【H25:約111万t-CO_2/年→H32:約119万t-CO_2/年】
〇下水汚泥エネルギー化率 【H25:約15%→H32:約30%】

重点目標４　民間投資を誘発し、経済成長を支える基盤を強化する

4-1 大都市圏の国際競争力の強化

世界に伍する都市環境の形成や国際空港・港湾の機能強化
〇特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の完了数 【H26:8→H32:46】
〇三大都市圏環状道路整備率 【H26:68%→ H32:約80%】
〇首都圏空港の国際線就航都市数 【H25年:88都市→H32年:アジア主要空港並み】
〇国際コンテナ戦略港湾へ寄港する基幹航路の便数 【（北米航路）H30:デイリー寄港を維持・拡大　など】

4-2 地方圏の産業・観光投資を誘発する都市・地域づくりの推進

企業の地方移転を含む民間投資の誘発に資する交通ﾈｯﾄﾜｰｸの強化等の社会資本の重点的整備
〇道路による都市間速達性の確保率 【H25:49%→H32:約55%】
〇海上貨物輸送コスト低減効果（対平成25年度総輸送コスト） 【（国内）H32:約3%、（国際） H32:約5%】
〇全国の港湾からクルーズ船で入国する外国人旅客数 【H26年:41．6万人→H32年:100万人】
〇水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合 【H26:25%→H32:50%】
〇民間ﾋﾞｼﾞﾈｽ機会の拡大を図る地方ﾌﾞﾛｯｸﾚﾍﾞﾙのPPP/PFI 地域ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑの形成数 【H26:0→H32:8】

4-3 我が国の優れたインフラシステムの海外展開

官民連携による交通・都市開発関連のインフラシステムの海外展開の推進
〇我が国企業のインフラシステム関連海外受注高 【（建設業）H22年:1兆円→H32年:2兆円　など】

※KPIに関する【　】内の表記について、「年」と記載あるものは「暦年」であり、それ以外は「年度」である。

第3章：計画の実効性を確保する方策

多様な効果を勘案した公共事業評価等の実施 ／ 政策間連携、国と地方公共団体の連携の強化 ／ 社会資本整備への多様な主体の参画と透明性・公平性の確保 ／
社会資本整備に関する情報基盤の強化 ／ 効果的・効率的な社会資本整備のための技術研究開発の推進 ／ 地方ブロックにおける社会資本整備重点計画の策定 ／ 重点計画のフォローアップ

交通政策基本計画（概要）

【本計画が対応すべき社会・経済の動き】
（1）人口急減、超高齢化の中での個性あふれる地方創生　（2）グローバリゼーションの進展　（3）巨大災害の切迫、インフラの老朽化
（4）地球環境問題　（5）ICTの劇的な進歩など技術革新の進展　（6）東日本大震災からの復興　（7）2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催

基本的方針	A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現	B. 成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築	C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり
基本法上の国の施策	【日常生活の交通手段確保】（16条） 【高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動】（17条） 【交通の利便性向上、円滑化、効率化】（18条） 【まちづくりの観点からの施策推進】（25条）	【産業・観光等の国際競争力強化】（19条） 【地域の活力の向上】（20条） 【観光立国の観点からの施策推進】（26条） 【国際連携確保・国際協力】（30条）	【運輸事業等の健全な発展】（21条） 【大規模災害時の機能低下抑制、迅速な回復】（22条） 【環境負荷の低減】（23条）
施策の目標	①自治体中心に、ｺﾝﾊﾟｸﾄｼﾃｨ化等まちづくり施策と連携し、地域交通ﾈｯﾄﾜｰｸを再構築する ②地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開を後押しする ③バリアフリーをより一層身近なものにする ④旅客交通・物流のサービスレベルをさらなる高みへ引き上げる	①我が国の国際交通ネットワークの競争力を強化する ②地域間のヒト・モノの流動を拡大する ③訪日外客2000万人に向け、観光施策と連携した取組を強める ④我が国の技術とノウハウを活かした交通ｲﾝﾌﾗ・ｻｰﾋﾞｽをグローバルに展開する	①大規模災害や老朽化への備えを万全なものとする ②交通関連事業の基盤を強化し、安定的な運行と安全確保に万全を期する ③交通を担う人材を確保し、育てる ④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める

基本法上の国の施策

【関係者の責務・連携】（8～12、27条）
【総合的な交通体系の整備】（24条）
【調査・研究】（28条）
【技術の開発及び普及】（29条）
【国民の立場に立った施策】（31条）

施策の推進に当たって特に留意すべき事項

①適切な「見える化」やフォローアップを行いつつ、国民・利用者の視点に立って交通に関する施策を講ずる

②国、自治体、事業者、利用者、地域住民等の関係者が責務・役割を担いつつ連携・協働する

③ICT等による情報の活用をはじめとして、技術革新によるイノベーションを進める

④2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催とその後を見据えた取組を進める

生産性向上の重要性（政府・国土交通省方針など）

未来投資に向けた官民対話（H27.11.5　安倍総理）

生産性革命の鍵を握る投資によって、世界に先駆けた第４次産業革命を実現する。

一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（案）　より抜粋

「ニッポン一億総活躍プラン」に向けて検討すべき方向性
（1）「希望を生み出す強い経済」
　継続的な賃金・最低賃金の引上げを通じて消費を喚起する。その際、取引条件の改善により、中小企業等が賃上げしやすい環境を整備する。また、働き方改革等により、誰もが活躍できる環境づくりを進めることで、多様性がもたらすイノベーションの創出を推進する。さらに、日本経済の潜在的な成長力を強化するための投資の促進、生産性革命を推進し、対内直接投資の呼び込みや外国人材の活用等によりイノベーションの創出力を強化するとともに、外国人観光客の需要を取り込む。こうした取組に加えて、事前防災のための国土強靱化の観点も踏まえ、計画的に社会資本整備を進めるとともに、地方創生を本格化し、地域における様々な資源を活用して活性化を進める。

国土交通大臣会見（**H28.1.4**）

・人口減少社会でも、社会のあらゆる生産性を向上させることで、経済成長を実現させることができる
・社会資本整備の進め方を「賢く投資・賢く使うインフラマネジメント戦略へ転換し、（中略）i-Constructionを進めます。
・本年を「生産性革命元年」と位置付け、国交省の総力を挙げ、生産性の向上に向けた取組みを進めたいと考えております。

Industrie 4.0（概要）

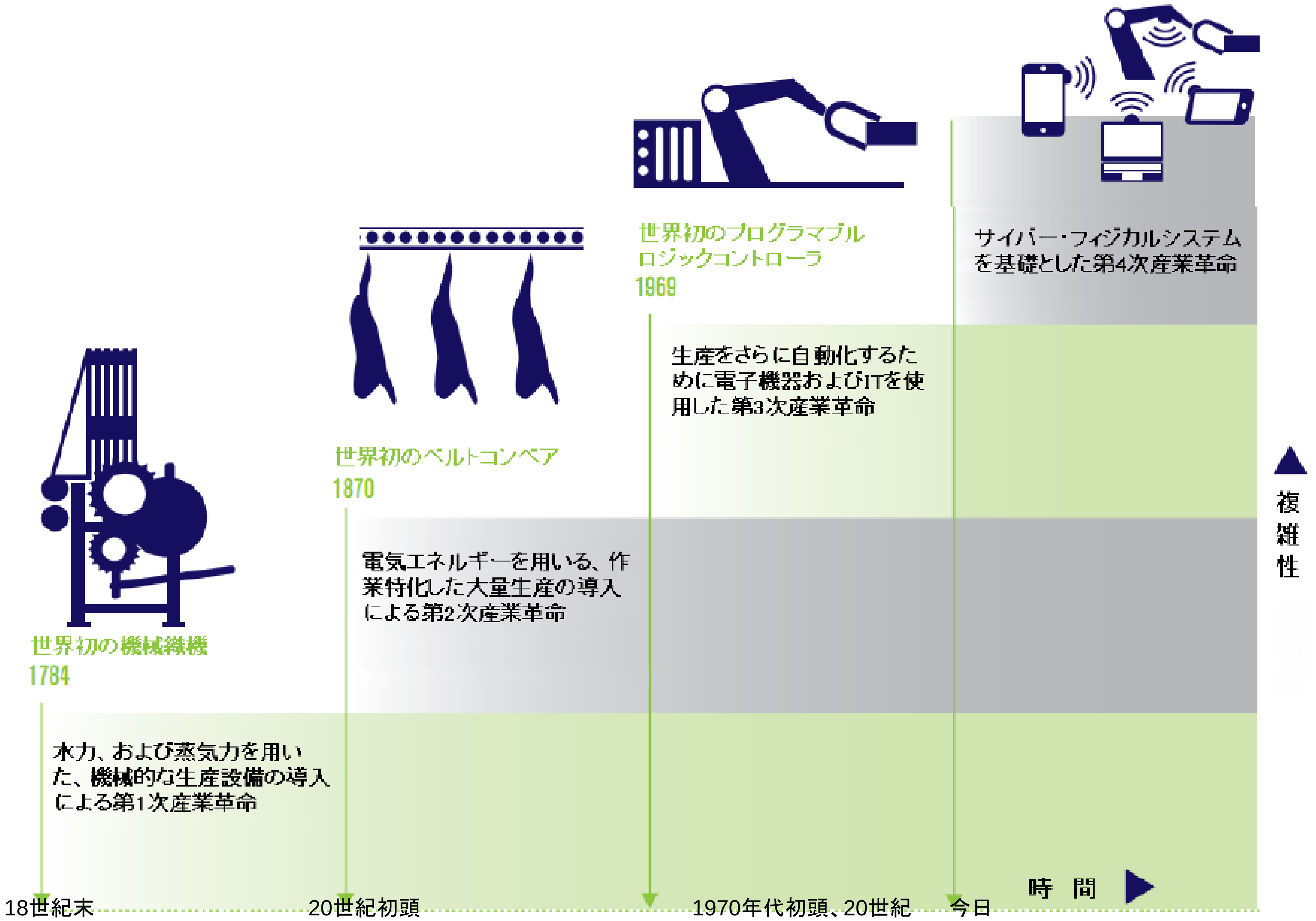

出典: Industrie4.0プラットフォーム

Industrie 4.0（概要）

■ 社会的な背景

- 少子高齢化で将来は労働人口減
- 資源の乏しい国としてエネルギー効率化は命題
- 何らかの手を打たなければ産業が空洞化
- アジア、南米諸国が技術力をつけてきている
- グローバル化の中で、市場投入の迅速化が必要
- 需要に応じた個別化、個人化した生産
- 先進国としてのアドバンテージの維持のため標準化
- GDPの25%、輸出額の60%を製造業が占める

出典:国立研究開発法人 科学技術振興機構